

『法と科学のハンドブック』を読んだ感想

(法科大学院生)

1. はじめに

私は、物理学の工学修士を経てロースクールに入学しました。どちらも専門家の方々に足下にも及ばず、たいした知識はありませんが、理系および法律を学んでいる学生の意見と思い感想をお聞き頂ければと思います。

2. 科学を理解する部分について

まず、科学を理解する部分(第1・2章)について、理系の知識としては正確だと思いましたが、いかに科学裁判に触れようと思っている法律家(すなわち、一定程度科学に興味があるもしくは興味を持たざるを得ない法律家)に向けている文章であったとしても、少し辟易するのではないかなと思います。

なぜなら、私が接してきている文系出身の法律家(ロースクール生を含む)の方々は、理系分野に潜在的な苦手意識を有している方が多い感じるからです。このような方々(科学裁判に興味がある方や触れなければならぬと思っている方だとしても)にCERN・量子力学・相対性理論などの言葉を出しても、何となく違う分野の話でよく分からないな感じられると思います(確かに丁寧に説明はされていると思います。ただ、身近ではなさ過ぎて、イメージが湧きにくいと思います)。理系にいた私からすれば、まさにその通りであるなと感じる文章ではありますが、やはり理系の方が書いた文章という感じを受けます(違う言い方をすれば、理系の方があまり知識のない理系の方に書いた文章であるなと感じました。)

物理をやっていない人からすれば(多くの文系の学生は、物理を履修しなくとも、大学受験ができますし)ニュートン力学でさえ何を言っているのかという感じだと思います。まして量子力学なんて聞いたことがないという方が多いと思います。仮に聞いたことがあってもそれは何だろうという感じだと思います。非常に偉そうな意見で申し訳ないですが、書かれた理系の方からすれば、これでも平易に書いたつもりだと思うのですが、理系の方が思っている以上に、文系の方は、理系(科学)はよく分かんと思っています。たとえば、よく報道がされている環境問題分野や地震分野(これは、あげられているようですが)を例にあげる方がよいと思われます。

結局は、大雑把に言ってしまうと、科学は、万能ではないということを伝えたいと思うのですが、前述のとおり例が少し難解であったり、説明が長すぎる気がします。

3. その他の部分について(全体をとおして)

読み落としがあるかもしれませんが、理系のアプローチと法律学のアプローチは大きくは異なるという点を示すと、両者を理解するきっかけになるのではないかと思います。

細かくいえば正確ではないと思いますが、私は、理系のアプローチと法律学のアプローチは大きく異ならないと思っています（こんなに単純化できるものではないかもしれませんが、エッセンスを抜き出せば以下のような形になると思っています）。その理由は、次のとおりです。

理系において実験屋（私自身が実験系の研究室に属していたので、理論系はよく分かりませんが・・・）ならば、実験を行い実験データを得て、その実験に関連する理論がある、その理論にあてはめて評価を行うという作業を行います。そして、既存理論に当てはまらない場合には、新理論を考える事もあります。他方、法律分野においては、事実があり、その事実に関連する法理論がある（条文・学説・判例等）その法理論に事実を当てはめるという作業を行います。そして、既存理論に当てはまらなければ、新理論を考えることもあり得ると思います。すなわち、実験データに当たる部分が事実であり、科学理論にあたる部分が法理論であって、最後のあてはめは同じだということになります。

このように、お互いに自己とあまり異ならないのかと思うだけで、共感を感じられるのではないのでしょうか。

以上が、私が、このハンドブックを読んだ感想です。思っていることを素直に書いたことにより、乱文になり読みにくい文章であるとは思いますが、ご参考になればと思います。

以上